

社会福祉法人龍和会役員等報酬及び費用弁償規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人龍和会役員等の報酬等について、定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは理事及び監事をいう。

(理事長・理事会・評議員会)

第3条 理事長の月額報酬は別表1により支払うことができる。

2 役員が理事会に出席したとき及び評議員が評議員会に出席したときは、別表1により報酬を支払うことができる。

(理事及び評議員の報酬)

第4条 役員等が理事会出席以外で法人および施設の運営のために、理事長の命をうけてその業務にあたった場合は別表2により報酬を支払うことができる。

2 評議員が評議員会出席以外で法人および施設の運営のために、理事長の命をうけてその業務にあたった場合は別表2により報酬を支払うことができる。

(監事の報酬)

第5条 監事が法人及び施設の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(出張旅費)

第6条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、法人旅費規則により旅費及び日当を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(摘用除外)

第7条 施設の役員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

この規程の改正については、理事会の議決を要する。

第8条 本規程を改正する必要がある場合には、理事会の議決を経なければならない。

(附則)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

別表 1

名 称	報 酬
理事長報酬	250,000 円
理事会出席報酬等	10,000 円
評議員会出席報酬等	10,000 円

別表 2

名 称	報 酬
理事及び評議員 業務報酬等	10,000 円
監事監査指導報酬等	10,000 円

注) 上記報酬についての根拠は当該本人(理事、評議員等)について出席に際し、身体的、心理的、時間的な負担を要する為支払うものとする。

上記の報酬には(交通費)を含むものとする。